

## 第523回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和7年9月8日(月) 午前9時30分~午前10時43分

場 所 KKR ホテル名古屋 4階福寿の間

出 席 者

(公益代表委員) 鈴木委員、中山委員、長谷川委員

(労働者代表委員) 安藤委員、上野委員、寺田委員、松下委員、松村委員

(使用者代表委員) 岡安委員、古閑委員、堀江委員

(事務局) 小林愛知労働局長、高橋労働基準部長、佐野賃金課長、  
佐藤主席賃金指導官、名倉課長補佐、松永専門監督官、白川賃金指導  
官、水谷賃金指導官、丹下賃金調査員、久保賃金調査員

議 題 (1)愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出につ  
いて  
(2)その他

### 議 事

#### ○白川賃金指導官

審議会の開催にあたり、事務局よりご案内いたします。

本日の審議会は、報道機関等の冒頭の撮影、会議終盤に予定されている愛知地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出に係る答申文手交時の撮影及び答申後の局長発言時の撮影を予定しております。

審議会の開会は、冒頭の撮影終了後といたします。

それでは、これより撮影を可能といたします。撮影される方は、撮影される場所へ移動していただき撮影を行ってください。

( 報道機関撮影 )

#### ○白川賃金指導官

そろそろ撮影の終了をお願いいたします。

それでは冒頭の撮影が終了したため、ただ今より第523回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会は公開となっているため、傍聴者の方がいらっしゃることを併せてご報告させていただきます。

本日の資料につきましては会議次第に合わせ、前回までに配付いたしました資料 1から 3と別添資料 から を配付させていただいております。ご確認いただくようお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、以降の議事進行を中山会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○中山会長

皆様おはようございます。ただ今より第 523 回愛知地方最低賃金審議会を始めます。事務局は委員の出席状況について報告をしてください。

○白川賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、水野有香委員と渡辺道彦委員が欠席され 3 名のご出席、労働者代表委員は 5 名全員がご出席、使用者代表委員は、安田朗子委員と竹内弘一委員が欠席され 3 名のご出席となっております。

本日は 11 名の委員がご出席されているため、委員総数の 3 分の 2 以上となり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしていることを併せてご報告いたします。

○中山会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の報告がありました。それでは、次第に従いまして議事を進めたいと思いますが、審議に先立ちまして、小林労働局長から諮問についてのご発言がございます。よろしくお願ひいたします。

○小林労働局長

おはようございます。審議会の委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、まだまだ暑い中、審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本年 8 月 21 日付で、貴審議会から愛知県最低賃金の改正決定についての答申をいただきました。この件に関しましては、9 月 5 日までに「愛知県労働組合総連合」等から合計 60 件の異議申出書の提出がございました。

本日は、この異議の申出の取り扱いにつきまして、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○中山会長

ありがとうございました。

それでは、本日の議題(1)「愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について」です。

小林労働局長から、異議申出に係る諮問がございます。

○小林労働局長

それでは諮問をさせていただきます。

諮問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基0908第1号

令和7年9月8日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良 殿

愛知労働局長 小林 洋子

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、別紙のとおり愛知県労働組合総連合等から合計60件の最低賃金法第11条第2項の規定による異議の申出がありましたので、貴会の意見を求めます。

なお、別紙に記載の異議申し出のあった団体名等につきましては、このあと、事務局の説明において紹介いたしますので、読み上げを省略いたします。

それでは、お渡しをさせていただきます。

（局長から諮問文を会長に手交）

（諮問文（写）を全員に配付）

○中山会長

お手元にいきましたでしょうか。それでは、異議申出の内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐野賃金課長

それでは事務局より説明させていただきます。

異議申出の書面は、別途資料として配付をしております。提出のありました異議申出内容につきましては、直前になりましたが、すべて事前に各委員の皆様へお送りしております。別途資料の表紙「提出者一覧」に記載のとおり、提出いただいた順に、申出内容の概要につきまして、時間の関係もございますので内

容を抜粋して申し上げさせていただきます。なお、答申の内容以外に対するご意見や、重なるような内容、及び大変恐縮ですが団体名の敬称は省略させていただきたいと存じます。

まず、1ページ目からの番号1でございます。愛知県労働組合総連合から提出のありました異議申出書であり、表題に「10月の飲食料品値上げは3千品目超えです。非正規労働者やアルバイト学生の期待に応えるには目安通りの「1,140円」では足りません。再審議を求めます。なぜ、事務局提出資料の愛知県最低生計費試算調査結果の説明をさせないのですか。なぜ、審議会長は大村知事の記者会見・コメントを無視したのかお答えください。」と書かれています。異議の内容として、16,214筆の署名、意見書59通を受け止め「最賃今すぐ1,500円」の審議をしてください。10月の食品値上げ予定品目数は今年4月以来となる3千品目で、63円引き上げでは生活改善に程遠い額です。審議会長は愛知県知事の要請を無視したことについて説明して下さい。県民や事業者に対してあまりに不誠実です。中小企業支援を国と県に要請してください。昨年84円引き上げた徳島は実質賃金9か月連続プラスです。生計費は消費者物価指数だけではなく、資料に出された最低生計費試算調査結果も活用し、説明時間を設けてください。労働者委員から出された医療・福祉分野の資料は評価しますが「意見陳述」が必要です。審議の非公開（議事録なし）は、原則やめる、若しくは短時間とし、公開の場で活発な審議をしてください。等の意見が書かれています。

4ページの番号2は、全日本国立医療労働組合愛知地区協議会からの異議申出書であり、表題に「愛知地方最低賃金審議会の意見「最低賃金1,140円」に関する異議申出 大県愛知の最低賃金引き上げが中央目安通りで良いのか！」と書かれています。また、異議の内容としては、愛知県における最低賃金引き上げが、中央で示した目安通りの「63円の引き上げ」通りでは、到底納得できません。愛知県は多くの産業指標が神奈川県や大阪府、埼玉県を上回っていることから、最低レベルの水準としても東京に次ぐ全国2位の「最低賃金」水準に引き上げるべきである等の意見が書かれています。

5ページ目からの番号3は、全日本建設交通一般労働組合愛知県本部からの異議申出書であり、表題に「中賃の目安通りの「1,140円」では県民の生活改善につながらないことについての異議申出」と書かれています。異議の内容として、最低賃金近傍で働く労働者は、ギリギリの生活。意見陳述で直接声を聴いてください。休会ばかりでまともな議論が見受けられない、そうした経過で決定してよいのか。大村知事の発言をどのように受け止められたか、まったく触れられていません。」等の意見が書かれています。

7ページの番号4は、尾張中部地区労働組合総連合からの異議申出書であり、表題に「市民の生活を守るために最低賃金の大幅な引き上げに至らなかつた答申に対する異議申出書」と書かれています。異議の内容として、際限のない異常な物価高騰を大きく上回る賃金底上げのために、今すぐ最低賃金を時給1,500円以上に引き上げるよう、求めます。実効性のある中小企業支援を政府に強く迫ってください。愛知地方最低賃金審議会が真に開かれた審議会になるようにしてください。等の意見が書かれています。

8ページの番号5は、愛知県高等学校教職員組合春日井西分会からの異議申出書であり、表題に「奨学金返済に苦しむ卒業生のために、目安通りの最低賃金引き上げの再考を求める異議申出書」と書かれています。異議の内容として、アルバイト学生・奨学金返済者等の生活向上のためにも、愛知県最低賃金を今すぐ時給1,500円以上に引き上げるよう、求めます。政府による中小企業支援を強く迫ってください。愛知地方最低賃金審議会が開かれた審議会になるようにしてください。等の意見が書かれています。

9ページ目からの番号6は、全日本建設交運一般労働組合愛知学童保育支部からの異議申出書であり、表題に「労働者の期待を裏切る答申に対する異議申し立て=意見陳述をなぜさせないのか　なぜ目安どおりの改定額が提案されたのか」と書かれています。また、「法律で金額を縛ることができるこの最低賃金制度に、私たちは大きな期待を寄せています。」などの意見の他に実際に生活している人たちの声を聞いてほしい。何を根拠に目安額通りにしたのか。等の意見が書かれています。

11ページの番号7は、千種名東地域労働組合総連合からの異議申出書であり、表題に「愛知県の最低賃金1,140円の答申に対する異議申出書」と書かれています。異議の内容として、「最近の物価高騰で労働者・国民の生活は大変な状況になっています。愛知県の最低賃金を直ちに時給1,500円に引き上げることを強く要望します。」等の意見が書かれています。

12ページの番号8は、生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会からの異議申出書であり、表題に「愛知県最低賃金と生活保護費との比較の問題点　愛知県最低賃金の改定への異議書」と書かれています。異議の内容として、「生活保護費には、医療費の現物支給が行われています。最低賃金で生活する労働者代表委員が医療にかかる場合を想定し、平均的な医療費を勘案すべきです。」、「最低賃金との比較をする際には、勤労控除を含めるべきです。」等の意見が書かれています。

13 ページの番号 9 は、東三河労働組合総連合からの異議申出書であり、表題に「1,140 円では 2020 年代 1,500 円目標に間に合わず 政府が補助金出すと言い、大村知事が目安以上を訴えたのに ~ 愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、審議会全面公開も早く実現してください~ 」と書かれています。異議の内容として、「最賃で進んでいる国々の「国による中小企業支援」をみならうよう、政府に強く働きかけて頂き、国民の暮らしを守り、日本経済が成長できるようご尽力いただき、国の審議会の目安を上回る再答申を要望いたします。」等の意見が書かれています。

14 ページ目からの番号 10 は、尾北教職員労働組合からの異議申出書であり、「物価高騰下の生活困窮に鑑み、愛知県最低賃金の大幅引き上げと実態反映を要請する異議申出書」と書かれています。異議の内容として、深刻化する物価高騰と家庭への影響、最低賃金「今すぐ 1,500 円」の実現と経済効果、広範な世論の支持を審議に反映すること、審議過程の透明化と実質的な議論の確保に係る意見が書かれています。

16 ページ目からの番号 11 は、尾張教職員労働組合からの異議申出書であり、表題に「63 円引き上げの 1,140 円では、2020 年代に 1,500 円以上は夢のまた夢 ~ 愛知県最低賃金の改正決定に関する「異議申出書」、審議会及び専門部会の運営にも意見します ~ 審議会が「最低賃金を 1,140 円」と答申したことに、異議を申し出ます。」と書かれています。異議の内容として、最低賃金審議会やその専門部会は、本当に審議が尽くされているのか？審議会に出された資料だけでなく、実際に働く人たちの声をぜひ聴いてください。物価上昇は留まるところを知らない。中小企業支援は国とか県、政治の責任です。審議会として大きな声を上げてください。等の意見が書かれています。

18 ページの番号 12 は、愛知県民医連労働組合連合会からの異議申出書であり、表題に「目安通りの「1,140 円」では、憲法 25 条の「健康で文化的な人間らしい生活」は送れません 2025 年度愛知県最低賃金の改正決定に対する異議申出」と書かれています。異議の内容として、「医療、介護職においては、全産業とくらべ賃金が少なく、低賃金が慢性化しています。」、「健康で文化的な人間らしい生活が保障されるためには、最低でも時給 1,500 円以上が必要です。」等の意見が書かれています。

19 ページの番号 13 は、愛労連最低賃金・公契約対策委員会からの異議申出書であり、表題に「答申には結論に至る「経過・理由・根拠」がなく、金額審議は議事録もない休会中の二者協議が中心で闇の中、最高裁で違法とされた生活保護

費と比較することも不可解であり再審議を求める異議申出書」と書かれています。異議の内容として、目安通り 63 円の引き上げを答申した「経過・理由・根拠」を示してください。現在の生活保護費は、今年 6 月 27 日の最高裁判決で違法であることが確定したものです。等の意見が書かれています。

20 ページの番号 14 は、愛知県労働組合総連合労働相談センターからの異議申出書であり、「目安通りの「最低賃金 1,140 円」に関する異議申出 大村知事が表明した「目安額以上での決着が望ましい」の声を無視するのか」と書かれています。異議の内容として、「非正規労働者やケア労働者の声を聞いてください。こうした労働者の声を聞かずして、審議していることは許されません。」等の意見が書かれています。

21 ページの番号 15 は、愛知県在住の労働者から提出された異議申出書です。表題に「ダブルシフトでは大変 最低賃金が 1,140 円では少ないです 愛知県最低賃金改正決定に係る異議申出書」と書かれています。異議の内容として、「保育士の仕事をしています。物価高で暮らしは大変です。子どもをもったシングルのお母さんを考えた時、ダブルシフトをして、子供が犠牲になり、それでも生活が楽にならないです。1,500 円あれば、ダブルシフトをしなくても生活できます。再審議をしてください。」等の意見が書かれています。

22 ページの番号 16 は、愛知県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出書であり、表題に「議論の経過が非公開であり、愛知県知事の中央の目安以上の賃上げ要請に全く触れぬ答申に最賃近傍で働く医療・介護従事者は怒っています～愛知地方最低賃金審議会の改正決定に関する異議申出書～」と書かれています。異議を申し立てる理由として、非正規労働者の当事者の意見陳述の場を保証すべきである。答申内容の 1,140 円では、「健康で文化的」な生活を送ることはできない。愛知県の大村知事が今回初めて、愛知地方最低賃金審議会に対して、中央最低賃金審議会の目安以上に引き上げることを求めた。県民から直接選挙により選ばれた県知事の発言は重要である。等の意見が書かれています。

23 ページの番号 17 は、愛知県国家公務関連労働組合共闘会議からの異議申出書であり、表題に「目安通りの「1,140 円」では足りないことへの異議申出～なぜ、審議会長は、大村県知事の記者会見・コメントを無視したのかお答えください～」と書かれています。異議の内容として、審議会長は、愛知県知事の要請を無視したことについて説明してください。県民や事業者に対してあまりに不誠実です。中小企業支援を国と県に要請を、昨年 84 円引き上げた徳島は実質賃金 9 か月連続プラス、今後、国家公務員の初任給と最低賃金との差があれば、新た

な手当てを支給されます。最低賃金を引き上げ、公務員賃金の引き上げ、関連労働者の賃金引き上げへと、賃上げの好循環を作り出してください。等の意見が書かれています。

24 ページ目からの番号 18 は、名古屋タクシー協会からの異議申出書であり、申し立て内容として「愛知県最低賃金額を 1 時間「1,140 円」とする改定意見は容認できない。」と書かれています。その理由として、タクシー事業の現状について、タクシー利用の減少等タクシーの需要は大幅に減少していること。タクシー需要の減少とともに乗務員数が大きく減少していること。総営業収入はコロナ禍前の水準にまで回復していないこと。労働条件等の待遇改善に取り組み、かつ、ここ最近の諸物価高騰、燃料費の高騰、高止まり、アプリ配車やキャッシュレス決済に必要な手数料など従来なかった新たな経費の増加に備えるため、現在、国土交通省において改定額の審査が行われている段階であること。タクシー産業における賃金改定について タクシーは公共交通機関として位置づけられている一方、タクシーの担い手である乗務員の賃金・最低賃金は、民間企業の経営責任において事業運営が行われていること。原価に占める人件費比率の大きい労働集約産業の典型であるタクシーにあっては、賃金改定の影響は他産業との比較においても甚大なこと。収入・経費の推移等実態を踏まえた総括原価方式のもと、国土交通省の認可を受ける運賃認可制度では、賃金改定についても一定の制約のもとに行われること。中小企業が大半を占めるタクシーにあっては、地域別最低賃金の原則「通常の事業の賃金支払い能力」を有するとは認められないこと。等が挙げられ、タクシー業界への支援策として、最低賃金改定に必要な支援措置の創設、既存の支援措置の拡大とともに使いやすさの工夫等の改善措置についての要望が書かれています。

29 ページ目からの番号 19 は、名古屋港管理組合職員労働組合からの異議申出書であり、表題に「「最低賃金 1,140 円」に関する異議申出」と書かれています。異議の内容として、最低賃金に依存する地方自治体の状況、審議会長は愛知県知事の要請を無視したことについて説明してください。意見表明できる機会を作ってください。時間をかけて議論し、目安上乗せの実現を等の意見が記され、目安を大幅に上乗せする答申を出し、1,500 円に近づけることを要請する旨記載されています。

31 ページの番号 20 は、あいち非正規公務員 1 万人プロジェクトからの異議申出書であり、表題に「愛知の「男女間の賃金格差」を助長する最低賃金の改正決定に対する異議 ~ 「ジェンダーギャップ」を是正するため、目安額以上の改正

決定が必要です～」と書かれています。また、異議を申し立てる理由として、「男女間の賃金格差」が極めて大きな愛知県こそ、中央最低賃金審議会が示した目安額を大幅に上回る改正決定を行うこと等の意見が書かれています。

32 ページ目からの番号 21 は、豊橋市職員労働組合からの異議申出書であり、表題に「10月の飲食料品値上げ 3 千品目超え、非正規労働者・学生の期待に応えるため 答申通りの額では生活改善にはならないことへの異議申出」と書かれています。異議の内容として、10月の食料品値上げ予定品目数は今年 4 月以来となる 3 千品目、14,000 筆の署名、意見書 59 通を受け止め「最賃今すぐ 1,500 円」の審議をしてください。審議会長は愛知県知事の要請を無視したことについて説明してください。中小企業支援を国と県に要請をしてください。生計費について、資料に出された最低生計費試算調査も活用し、説明時間を設けてください。労働者委員から医療・福祉分野の状況の資料の提示は評価するも「意見陳述」が必要です。審議の非公開は、原則やめて、公開の場で活発な審議を聞かせてください。等の意見が書かれています。

35 ページの番号 22 は、生協労連コープあいち労働組合からの異議申出書であり、表題に「愛知県最低賃金 1,140 円への改定に関する異議申出書」と書かれています。異議の内容として、物価高騰など生活実態に合わせた最低賃金の改定を、最低賃金水準で働く労働者の生の声を陳述で、愛知県知事の要請をどのように判断したかを説明ください。等の意見が書かれています。

36 ページの番号 23 は、愛知地域労働組合きずなからの異議申出書であり、表題に「「最低賃金 1,140 円」に対する異議申出書」と書かれています。異議の内容として、時間給 63 円の最低賃金引き上げでは、働く者の暮らしを守れません。中小零細企業、非正規労働者はさらに深刻、格差も広まる、最低賃金の大幅引き上げを求める声に応えていない等の意見が書かれています。

37 ページの番号 24 は、愛労連パート臨時労組連絡会からの異議申出書であり、表題に「非正規労働者は正社員並みに 8 時間フルタイムで働いても 今の最低賃金では暮らしていけません 最低賃金の再審議と 1,500 円以上への引き上げを求めます」と書かれています。現行水準では到底生活が成り立たない、正社員並みに働いても貯金できず将来が不安といった声が寄せられている等、最低賃金の大幅引上げは、働く人の命と暮らしを守る切実な要請である旨の意見も書かれています。

38 ページの番号 25 は、愛知県労働組合総連合女性協議会からの異議申出書であり、表題に「非正規労働者の多くを女性が担い低賃金に苦しんでいます 誰も

が性別にかかわらず人間らしく暮らせる最低賃金へ 最低賃金の再審議と 1,500 円以上への引き上げを求める」と書かれています。特に深刻なのはシングル親世帯や女性労働者の困窮であること、ジェンダーによる賃金格差は依然として大きく、女性が多いケア労働の低賃金は社会的な問題であること、最低賃金を引き上げ、誰もが性別にかかわらず人間らしく暮らせる条件を整えることが急務である等の意見も書かれています。

39 ページの番号 26 は、西尾市職員組合からの異議申出書であり、表題に「賃上げラッシュに負けない賃上げラッシュを強く求めます「1,140 円」では足りないぞ！今すぐ大幅賃上げを！愛知県最低賃金の改正決定に係る異議申出書」と書かれています。異議の内容として、「最低生活費試算調査をふまえ、今すぐ 1,500 円以上の要求をしてきたこと」、「全国一律最低賃金も国への要望事項として取り入れていただきたいこと」等の意見・要請が書かれています。

40 ページの番号 27 は、全トヨタ労働組合からの異議申出書であり、表題に「愛知地方最低賃金審議会への意見と「最低賃金 1,140 円」についての異議申し出をします」と書かれています。「最賃 1,500 円は、最低限の要求です」をなぜ審議しない等の異議、中小企業にも光を当てて援助をしていく道筋を示すべきである等の意見が書かれています。

41 ページの番号 28 は、愛知県高等学校教職員組合からの異議申出書であり、表題に「10 月の飲食料品値上げ 3 千品目超え、非正規労働者・学生の期待に応えるため 目安通りの「1,140 円」では足りないことへの異議申出 ~なぜ、事務局提示資料の愛知県最低生計費試算調査結果の説明（意見陳述）をさせないのか~ ~なぜ、審議会長は、大村県知事の記者会見・コメントを無視したのかお答えください~」と書かれています。また、申出理由として、「少なくない数の高校生が、家計を助けるため、学費を得るために、進学後の学費や生活費を確保するため、アルバイトを行っています。アルバイトの時給は最低賃金に大きく左右されます。したがって、最低賃金の大幅な引き上げは困窮した高校生にとってたいへん大きな意味があると言えます。」等の記載があります。

42 ページの番号 29 は、愛知県高等学校教職員組合豊川特別支援学校分会からの異議申出書であり、表題の記載は番号 28 と同じでございます。申出理由として、「県立特別支援学校で学ぶ幼児・児童・生徒には、個々が障害を補うために活用する高価な補助具を購入する等、家庭に相当の負担を強いるものとなっていること。また、保護者が送迎、通院の付き添い等を担当することになると、就労が不可能か、できたとしても短時間の非正規労働しか選択できないこと。最低賃

金の大幅な引き上げは、困窮した障害児家庭にとってたいへん大きな意味があること。」等の意見が書かれています。

43 ページの番号 30 は、全労連・全国一般労働組合愛知地方本部からの異議申出書であり、表題に「愛知県の最低賃金の改正決定に関する異議申出書 ~ 最低賃金が 1,140 円では生活を維持することができません ~ 早期に全国一律で最低賃金が 1,500 円になるように議論をしてください ~ 大幅な賃上げを実現できるように中小企業の支援を充実させてください ~ 」と書かれています。

異議の内容としても、最低賃金が 1,140 円では生活ができません。すぐに全国一律 1,500 円に最低賃金を引き上げてください。労働者の意見を反映させ、効果的な中小企業支援を実施してください。等の意見が書かれています。

44 ページの番号 31 は、愛知県高等学校教職員組合名古屋盲学校分会からの異議申出書であり、表題の記載は先ほどの番号 28、29 と同じです。申出理由として、「特に盲学校高等部専攻科・保健理療科では、座学で使う白黒反転ノートと白いペン、点字機、点字用紙と大型ファイル、スクリーンリーダーをインストールしたパソコン、iPad を生徒自ら購入しています。家庭に相当の負担を強いるものになっています。また、最低賃金の引き上げは、多くの卒業生の貧困状態を改善するための大きな手がかりになるのです。」等の意見が書かれています。

45 ページ目からの番号 32 は、中京非正規ユニオンからの異議申出書であり、表題に「異議あり！私たちが行ったハンガーストライキも全く無視し、私たちが要求した年度内の 2 回の改定も行わず、中央最低賃金審議会目安通りのたったの 63 円引き上げた最低賃金 1,140 円では、さらなる物価高騰のさなかに、最低賃金そのものや近傍で働く非正規雇用労働者は生活できない！今すぐ 1,500 円以上、さらには 1,800 円が必要だ。愛知地方最低賃金審議会は 8 月 21 日、愛知県の最低賃金を 63 円引き上げて 1,140 円とするよう愛知労働局長に答申した。しかし「食料品など削れないものがメチャクチャ上がっているのにこの金額ですか」、「米も満足に食べられない非正規雇用労働者の生活実態なんてわかっていないでしょ」、大村知事が会見までして引上げを求めたのに無視ですか？」、「全国では国が示した目安を上回る引上げなのに愛知はどうなってんの」と批判や疑問の声が続出している。1,500 円以上、さらには 1,800 円に引き上げて「生存権」を保障せよ！本年資料として採用した愛知県労働組合総連合の単身勤労世帯の生計費に基づいた審議のやり直しをせよ！」と書かれています。また、申出書の中では、組合員の声を紹介した上で、「1,140 円」を超える引上げ（最低限、委員による 1,170 円に関する活発で真摯な議論を通じて、さらには

1,500円～1,800円)とするべく、ただちに改定額の再諮問を行うことを強く要請すると結んでいます。

48ページの番号33は、回転寿司ユニオンからの異議申出書であり、「答申に異議あり!まったく不十分な低額です。これでは、米価高騰、物価高騰で、米も満足に食べられずに空腹で夜も満足に眠れない飲食店の非正規雇用労働者は安心して暮らせません。」、「改めて、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金の大幅引上げ、最低生計費調査に基づいた全国一律1,500円以上、さらには1,800円への引上げを実現するための再審議を求める」旨の意見が書かれています。

49ページの番号34は、障害者労働組合からの異議申出書であり、「答申に異議あり!米価高騰、物価高騰で、白米も満足に食べられずに夜も空腹で眠れない障害者労働者は安心して働き暮らせる最低賃金の大幅引上げ、全国一律1,500円以上への引上げへの再審議を求めます。」等の意見が記載されています。

50ページの番号35は、名古屋ふれあいユニオンからの異議申出書であり、表題に「愛知地方最低賃金審議会による愛知県最低賃金時間額を1,140円に改正決定との答申について異議を申し出るとともに、最低賃金時間額を1,500円に引き上げよう求めます。」と書かれています。異議の理由として、「中央最低賃金審議会の目安ありきではなく、なお一層、最低賃金近傍で働く労働者の生活面に配慮して、最低賃金時間額を1,500円に引き上げよう求めます。」等の意見が書かれています。

51ページの番号36は、知多地域労働組合総連合からの異議申出書であり、表題に「最低生計費試算調査をふまえ 目安通りの「1,140円」では足りないことへの異議申出」と書かれています。異議の内容として、10月の食品値上げ予定期数は、今年4月以来となる3千品目以上です。若者の東京圏への流出を防ぐために労働条件の改善に努めてください。最低賃金で働く人にとってエンゲル係数は高く、他へ支出を回せなくなります。等の意見が書かれており、目安額を上回る答申の要請をしています。

52ページ目からの番号37は、日本自治体労働組合総連合愛知県本部からの異議申出書であり、表題に「「最低賃金1,140円」に関する異議申出」と書かれています。異議の内容として、最低賃金に依存する地方自治体の状況、審議会長は愛知県知事の要請を無視したことについて説明してください。意見表明できる機会を作ってください。時間をかけて議論し、目安上乗せの実現を、等の意見が記

され、目安を大幅に上乗せする答申を出し、1,500 円に近づけることを要請する旨記載されています。

54 ページの番号 38 は、生協労連愛知県協議会からの異議申出書であり、表題に「「パート・非正規労働者当事者の声を聴き、誰もが普通の暮らしをするため最低賃金への大幅引上げを求めます」2025 年度愛知県最低賃金額改定に対する異議申出書」と書かれています。異議の内容として、食品の値上等の物価高騰を背景に、まともな生活を保障する最低賃金 1,500 円への引上げを求めることが、非正規・時間給労働者の声を直接聴いて審議することを求めることが、等の意見が書かれています。

55 ページの番号 39 は、生協労連大学生協東海地区統一労組からの異議申出書であり、表題に「「学生アルバイトなど全ての労働者の暮らしを守るため、最低賃金 1500 円以上への改定を求めます」2025 年度愛知県最低賃金額」と書かれています。異議の内容として、学業に集中し生活を維持するための最低賃金 1,500 円への引上げを求めることがあります。アルバイトで働く学生労働者の実態を直接聴き審議することを求めることがあります。等の意見が書かれています。

56 ページの番号 40 は、愛知自治体一般労働組合からの異議申出であり、表題に「10 月の飲食料品値上げ 3 千品目超え、非正規労働者・学生の期待に応えるため目安通りの「1,140 円」では足りないことへの異議申出」と書かれています。異議の理由として、エンゲル係数過去最高等により、限られた賃金で食費にお金を使わざるを得ない実態であること等を挙げ、目安を上回る最低賃金引上げを求めていました。

57 ページ目からの番号 41 は、革新県政の会からの異議申出書であり、表題に「愛知地方最低賃金審議会に意見「最低賃金 63 円引き上げ」では足りません。答申に対して異議申出します～物価高騰に苦しむ労働者・学生に寄り添い、生活底上げの実現を～」と書かれています。異議の内容として、物価高騰が続く中、安心して健康に暮らしていく水準を早期に実現するよう、愛知労働局長として、真摯に公労使に議論を投げかけましょう。中小企業支援が行き届かないのを労働者に押しつけないでください。

直接的に恩恵を受ける方々の意見陳述が出来ない理由が分かりません。等の意見が書かれています。

59 ページの番号 42 は、北医療生活協同組合労働組合からの異議申出書であり、表題に「～2025 年愛知地方最低賃金審議会の答申に対する異議申し出～時給 1140 円では、心身ともに健やかで人間らしい社会生活は送れない！労働局長

として、県民の生活を守る最低賃金の判断を！！」と書かれています。異議の内容として、まともな暮らしもできないような水準の答申は無責任です。審議会を県民にとって公開・公明なものとし、非正規労働者からの意見陳述実施を求めます。等の意見が書かれています。

60 ページの番号 43 は、名古屋市立大学教職員組合からの異議申出書であり、表題に「愛知県最低賃金の改正決定に係る愛知地方最低賃金審議会の意見に関する異議について、名古屋市立大学では生活困窮が 4 割超～最低賃金 1,500 円へ緊急引き上げを求める」と書かれています。異議の理由として、現行の賃金水準では十分な生活を維持することが困難であることや、パートタイム職員の 5 割が 400 円以上の賃上げを希望していること等を挙げています。

61 ページの番号 44 は、郵政産業労働者ユニオン愛知県協議会からの異議申出書であり、表題に「愛知県最低賃金の改定意見「1,140 円」に対する郵政労働者からの異議書、非正規社員も正社員も賃上げにつながらない！すみやかな時給 1,500 円への引き上げを要求します！」と書かれています。異議の内容として、最低賃金はすみやかに時給 1,500 円、さらに 1,700 円を目指して大幅に引き上げよう改めて審議すること。意見陳述の非開催と休会時間中に行われる実質的な審議の非公開に強く抗議します。等の意見が書かれています。

62 ページの番号 45 は、名古屋中地域労働組合センター幹事組合ワークス 障碍者介護分会からの異議申出書であり、表題に「物価高によって生活は大変になるばかりです、最低賃金 1,140 円では足りません」と書かれています。異議の理由として、障害者施設世話人、介護職の給料はとても安いこと、米など値上げが著しくエンゲル係数が 3 割を超えていていること等を挙げ、再度の審議を求めています。

63 ページから 67 ページまでの番号 46 から 50 までは同一内容ですので、併せて紹介いたします。申出団体は、「ワークス整備士派遣 自交一般あいち分会」、「日伸自働車労働組合」、「自働車工業労働組合内 旧 東洋オート工業整備工場労働組合分会」、「自働車工業労働組合内 旧 若葉自動車整備士労働組合分会」、「ワークス整備士派遣 自交一般あいち分会」であり、表題には「物価高によって生活は大変になるばかりです。最低賃金 1,140 円では足りません。寮の 2 段ベッドで寝起きし最賃で生活する 1 年目は車検整備業の技能実能実習生は、日本の物価の家賃や米価が 10 倍では継続して住み喰うために最賃 1,800 円以上を求める意見書」と書かれています。異議の理由として、日本の物価が海外の 5 倍、家賃・米価に限っては 10 倍と高いことや、整備現場の賃金が、全業種

の平均時給よりも 1 割程度は低いことを挙げ、最低賃金 1,800 円以上を求めています。

68 ページの番号 51 は、J M I T U 愛知地方本部からの異議申出書であり、表題に「非正規労働者の生活改善には「1,140 円」ではたりない、全国 8 割の審議会が目安上回る答申、愛知の最低賃金 今すぐ 1,500 円に」と書かれています。内容として、「パート、アルバイト組合員には、最賃ギリギリで働いている人がいます。63 円上がったくらいでは生活は楽になりません。今すぐ 1,500 円以上に引き上げるよう再度審議を求める。」との意見が書かれています。

69 ページの番号 52 は、郵政産業労働者ユニオン名古屋北支部からの異議申出書であり、表題に「愛知県最低賃金「1,140 円」の改定意見・納得できません！郵便局で働く私たちは心から異議を申し立てます」と書かれています。異議の内容として、まったく生計費原則に基づかない、物価高騰に追いつく十分な賃上げにつながらない、産業間・地域間の人手不足の解消につなげられない、中央の目安と変わらない 63 円引き上げという結論に終わろうとしていること等が書かれています。

70 ページの番号 53 は、全国福祉保育労働組合東海地方本部からの異議申出書であり、表題に「すべての住民の暮らしと命と人権をになう福祉保育労働者の確保困難への危機感のない答申に対し、再審議を求める異議書」と書かれています。異議の理由として、最低賃金の大幅な引き上げがなければ、最賃近傍で働く福祉・保育労働者の賃金引上げは困難であること等について言及し、愛知県で暮らす人々の生活と、福祉・保育を支える労働者的人権を守るために、本異議を申し立てますと書かれています。

71 ページの番号 54 は、愛知県教職員労働組合協議会からの異議申出書であり、表題に「令和 7 年 8 月 21 日、愛知県最低賃金審議会会长から愛知労働局長あてに答申された「愛知県最低賃金の改正決定」について異議を申し立てます。」と書かれています。異議の内容として、速やかに最低賃金を 1,500 円とし、早期に 1,700 円にすべきであることを掲げ、その理由として、飲食料品値上げや物価高騰、愛知県内の市町村雇用の学校で働く非現業労働者の多くは、最低賃金を少し超える程度の賃金で働いており、ダブルワークを行うことで日々の生活が成り立っていること等が挙げられています。

72 ページ目からの番号 55 は、第 103 回栄総行動実行委員会からの異議申出書であり、表題に「全国 82.2% の地方最低賃金審議会が中賃目安を上回るものと、大村県知事の意見を真剣に受け止め、愛知審議会は直ちに再審議をおこなう

べき、それすらしないのは地方の自主性を自ら放棄し最賃近傍で働く県民や非正規労働者に背を向けるもの、中小企業・小規模事業のコスト高への価格転嫁が39.4%だからこそ、全国一律最低賃金制の早期法制化と中小企業への直接支援を先行することを政府に要望し、物価高騰を大幅に上回る改定額として時給1,500円以上の決定を求める」と書かれています。異議の内容として、愛知最低賃金審議会は、県内の生活困窮世帯や女性・青年層の、時間給で働く労働者・県民の激しい勢いで進行している貧困化に対する救済の責任を果たしてください。愛知最低賃金審議会が、現下の物価高騰の推移と予測の判断、それにともなう県内の低賃金労働者の生活実態に対応できないなら税金の無駄遣いではないですか？最賃審議会が、知事の意向を尊重されて、ただちに再審議と再決定により諮問をやり直すことをおこなわなくてもいいのでしょうか。独立単身生計での勤労世帯の生計費に基づいた審議のやり直しを強く求めます。少なくない労働者・県民が、いまの物価高騰と低賃金に追い詰められている現実を直視して審議を行なってください。2,000円以上の引上げを検討してください。等の意見が書かれています。

75ページ目からの番号56は、全労連・名古屋中地域労働組合センターからの異議申出書であり、表題に「歴史的な高物価のもとで、時間給で働く青年層・女性層など非正規労働者の生活の困窮度はますます激しいものとなり、中小企業・小規模事業者のコスト高への価格転嫁も4割に満たないもとで、最賃をあげたくても上げることのできないがんじがらめ、このままではトランプ米政権に強要されている関税にも対抗はできないあまりにも弱い経済力のもと、大村知事にも最賃審議会に出席してもらって直ちに再審議をおこない、全国一律最低賃金制の早期法制化を中小企業への直接支援を先行することとあわせて政府に要望するとともに、物価高騰を大幅に上回る改定額として時給1,500円以上の決定を求める異議書」と書かれています。異議の内容としては、先ほどの番号55と同一です。

78ページ目からの番号57は、全労連・全国一般労働組合愛知地方本部名古屋地域支部からの異議申出書であり、表題に「止まらない物価高騰のもとでも中小企業・小規模事業のコスト高への価格転嫁は39.4%、中賃目安を上回る方が82.2%にも及んでいる事實をふまえ大村知事の意見を真剣に聞き入れて直ちに再審議をおこなうべき、愛知審議会が地方の自主性を自ら放棄し最賃近傍の苦しい生活を営む県民に背を向けることは許されない、全国一律最低賃金制の早期法制化を中小企業への直接支援を先行することと併せて政府に要望すること、物価高騰に負けない改定額として時給1,500円以上の決定を求める異議書」と書かれています。異議の内容としては、先ほどの番号55、56と同一です。

81 ページの番号 58 は、愛知県社会保障推進協議会からの異議申出書です。最賃の大幅な引き上げは、非正規労働者のほとんどに波及し、愛知経済に好循環をもたらすこと等の理由が添えられ、愛知県においては、全国に先駆け最低賃金時給 1,500 円を実現するよう強く要望する旨について書かれています。

82 ページの番号 59 は、愛労連ローカルユニオンからの異議申出書であり、表題に「奨学金返済に追われる学生の援助のため、最低賃金の改正決定への異議申出書」と書かれています。アルバイトをしている青年たちは入学時に奨学金という借金を背負わされている人達も多く、低賃金ではやっていけないという人たちもたくさんいる等の理由が挙げられ、少なくとも 1,500 円以上の大幅な引き上げを求めています。

83 ページ目からの番号 60 は、愛労連ケア労働対策委員会からの異議申出書であり、表題に「最低賃金額 1,140 円では物価高の長期化に追いつかず、低所得者世帯は深刻な影響をうけている。ケア労働者は最低賃金の近傍にあり、大幅引き上げが不可欠。関東圏への流出は顕著であり、目安を大幅に引き上げることが地域経済を守る上でも必要。地方の審議会では 39 地域で目安を上回り、千葉は目安 1 円増でとうとう愛知に並ぶ。目安に縛られることなく、『生計費原則』に基づき、最低限の生活を保障し地域経済活性のため目安を大幅に上回る再審議を求める。」と書かれています。異議申出の理由として、ケア労働者は最低賃金近傍で働いており、最低賃金の大幅引き上げが不可欠、39 地域で目安上回り千葉は 1 円増、関東圏への人口流出を防ぐためにも目安を上回る改定を、長引く物価高騰、実質賃金低下、最低生計費調査に基づき最低賃金の大幅賃上げが不可欠、当事者生活実態の意見陳述の導入、専門部会透明化、中小企業支援策の抜本的拡充を、等の意見が書かれています。以上、60 件の異議申出がありました。

また、別途資料として配付させていただいている愛知県労働組合総連合からの「最低賃金を今すぐ 1,500 円以上に引き上げ、介護職の特定最賃を設け賃金底上げを実現しましょう」オンライン署名についてですが、第 3 回目の追加分 1,917 人、合わせて 6,914 人が提出されたことをお伝えいたします。なお、追加分は、会場中央の机に置かせていただいております。

別途資料は、愛知労働局のホームページの「労働局へのご意見」に、使用者側から、「物価上昇に対応するためには賃金を上げることは必要だとは思いますが、中小企業、特に国によって単価が決められている介護業界などは収入を上げる余地が無く、支出だけが増える状況です。赤字になっている状況でも従業員は雇い続けなくてはいけません。物価も上昇していく中で支出だけが一方的に増えてい

きます。状況に合った公定価格の設定や中小企業も耐えられる補助金をお願いします」といった意見が届いてあります。事務局からの説明は以上となります。

○中山会長

ただ今、異議申出書等についての事務局の説明につきまして、何かご質問があればお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

( 質問等なし )

○中山会長

よろしいでしょうか。

では、ご質問等がなければ、異議の申出についての審議に移りたいと思います。異議の申出に対しまして労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれにご意見を伺いたいと思います。まず、労働者代表委員のほうからお願ひいたします。

○寺田委員

皆さまおはようございます、労働者委員の寺田です。よろしくお願ひいたします。お時間をいただきありがとうございます。労側の委員を代表して発言させていただきます。

ただ今、ご説明をいただきました異議申出の内容につきましては、私共労働者委員ひとりひとり事前にも確認させていただきましたし、いまご説明をいたいたという状況であります。ここに書かれている、求めている考え方につきましては審議会の中で我々が主張してきた内容と方向性としては、ほぼ同じものと受け止めております。昨年よりも物価高の中、最低賃金近傍で働く方々の生活は非常に厳しく、生活安定に向けた改善の必要性を中心に、私たちもこれまで審議会の中で主張して議論してまいりました。

改正金額につきましては、昨年の50円を更に上回る63円の過去最高の引上げとなった点につきましては、前向きにしっかりと捉えているものの、私共がしっかりと主張してきた金額に届かなかった点につきましては、以前もお伝えしたとおり非常に残念であるという考えであります。しかし、名古屋市の物価指数、今春闘の賃上げ額、支払い能力や価格転嫁等の経済状況など、現状の愛知の状況をデータに基づいて判断されたものでありますし、賃上げの流れをいち早く社会に波及させるためにも、本年の答申につきましては労働者側委員としては尊重したいと考えております。

しかしこれで、本年の全国的な最低賃金の審議会につきましては、先ほどの申出の中にもありましたとおり、39の道府県で目安を超える状況となっておりまして、全国的に大きな波があったなと思います。来年度以降も賃上げの流れは続く

ものと考えております、愛知においてもこの波に乗り遅れないよう、また少なからずとも愛知県は東海3県を引っ張る立場、また産業が根付いている地方につきましても、そこを引っ張る立場というところも少なからずあるかと我々は考えておりまして、そのように審議をしてきておりますので、今後につきましてはその点も踏まえて審議をしていくべきだと考えております。また、先ほどの申出の資料にありましたとおり、本年知事からのコメントもありました。その点につきましては審議会としてしっかりとコメントを発出されたほうが良いのではないかというふうに我々としては考えております。また最後に、答申の記載にもありました最低賃金の引上げに向けて、中小・小規模企業だと、医療、介護の業種で働く方々への支援強化ですね、こちらにつきましては、支援強化といわゆる年収の壁を意識せずに働ける環境整備、また社会保障の抜本的見直し、この3つが賃上げとセットで改善されることが非常に重要だと考えております。いつもこのコメントを残しているのですが、より実効性ある取組みがしっかりと進むように、政府、行政機関には、切に我々としても要望していきたいと思いますし、我々としてもしっかりと今後も労働団体として声を上げていきたいと思います。

以上となります。

#### ○中山会長

ありがとうございました。続きまして使用者代表委員のほうから、お願いいいたします。

#### ○岡安委員

使用者代表委員の岡安でございます。いろいろとご意見をいただきまして、改めてそれぞれの業界ですとか、個別にもご苦労されている点があつてこの最低賃金に関するご关心の高さを表しているものと確認させていただきました。また、労働者側からの申出等の中にも中小への支援が非常に重要だという事を申し出させていただいて大変ありがたいなど、使用者側としてもこのようなご意見をいただけることは感謝を申し上げたいなと思ってございます。

さて、とは言えこの申出のあったことについての受け止めでございますけど、私ども使用者側としましては答申の時に申し上げましたとおり、今回ここで63円というところで使用者側として賛成させていただいた意図としましては、生活の安定の観点でございます。これは金額も大変重要だと思うのですけど、発効日というのも非常に重要だと思ってございます。一部、地方のほうで大きな目安を超える引上げが行われた地域の中で、3月に発効日がなるというところもございました。こうするとですね、見解の中では半減してしまうというような見解も示されてございます。すなわちですね、この発効日をいち早く

することが生活の安定につながるのではないかという事を考えて、私ども使用者側として正直申し上げましたら企業の支払い能力から申しあげますと実態としましては、春の賃上げにありました 3.32% 程度のペア、金額に表すと 35 円程度が企業の実態かと思ってはございますけど、これを上回る 63 円というところで、あえて賛成をさせていただいていた意図はこの生活の安定の観点でございます。

そこから申し上げますと、いろいろなご意見、使用者側、労働者側両方からご意見、今回出ているところではございますけど、改めて審議をするという事になりますと、この発効日がどうしてもずれるという事が想定されます。そこまでして審議をする必要性については、いろいろご議論があると、使用者側として明確に反対するということはございませんけど、現状こういったご意見をいただいた中で私どもとしましては今回の答申を尊重して、いち早く生活の安定につなげることは重要ではないかと考えてございます。以上でございます。

#### ○中山会長

ありがとうございました。ただ今の労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれご意見をいただきましたけれども、それを踏まえつつ公益の意見も含めましてまとめますと、

まず、公労使三者で真摯な調査審議を重ねてきた結果であるということがあります。また、審議に当たりましては、この愛知県の物価上昇率、賃上げ率、景況感、価格転嫁状況等を、出していただきました統計資料のデータに基づきまして、しっかりと議論してまいりました。

という事と、更に現下の愛知県の経済・雇用の実態を見極めつつ、消費者物価の上昇による労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の支払い能力という三要素を考慮しまして、中央最低賃金審議会の公益委員見解である目安を十分に参照して、閣議決定の内容にも留意して調査審議してきたということがございます。

その上で、労働者団体等から提出された異議申出書の内容も踏まえまして、申し上げますと、当審議会としては、ただ今、紹介がございました異議申出書の内容を含めまして、労使の先のご意見もございましたように、すでに議論を尽くした、というふうに思いました。その結果、8月 21 日付けの答申に至ったということかと考えております。

このため、異議申出に対する答申については、答申を見直す必要はなく、答申どおり決定することが適当であるという結論とさせていただきたいと思います。労使ともにそれでよろしいでしょうか。

( 公労使委員、異議なし )

○中山会長

よろしいでしょうか。公労使それぞれご承認いただきましたので、愛知労働局長宛て答申について、これから答申文（案）を準備いたします。事務局で準備をいたしますので、5分ほど休憩といたします。それでは準備のほう、よろしくお願ひします。

（ 休 憩 ）

○中山会長

それでは再開させていただきます。

（ 答申文（案）を会長が確認 ）

（ 答申文（案）を全員に配付 ）

○中山会長

お手元にいきましたでしょうか。それでは事務局から答申文（案）の読み上げをお願いいたします。

○佐野賃金課長

それでは読み上げさせていただきます。

なお、項目番号以外の括弧の読み上げは省略させていただきます。

（ 案 ）

令和7年9月8日

愛知労働局長

小 林 洋 子 殿

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山 徳良

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年9月8日に貴職から、令和7年8月21日付け愛知県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する別紙60件の異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月21日付け答申どおり決定することが適当である。

別紙につきましては、本日の諮問文と同様のため、省略させていただきます。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今の答申文（案）について、何かご意見ござりますでしょうか。

（ 意見なし ）

○中山会長

よろしいでしょうか。ご意見等ございませんでしたので、小林労働局長に（案）を取りまして、答申したいと思います。事務局は正本の準備をお願いいたします。しばらくお待ちください。

（ 答申文準備 ）

○佐藤主席賃金指導官

すみません。撮影される方は、指定位置までご移動ください。

○中山会長

それでは、これから答申文を労働局長へお渡ししたいと思います。

（ 会長から答申文を局長へ手交 ）

（ 報道機関撮影 ）

○佐藤主席賃金指導官

それでは、この後局長の発言がありますので、こちらの指定位置の撮影場所までご移動ください。

( 答申文(写)を全員に配付 )

○中山会長

それでは、小林労働局長から答申に対するご挨拶があります。よろしくお願ひいたします。

( 報道機関撮影 )

○小林労働局長

ただ今、「愛知県労働組合総連合」等から提出のございました60件の愛知県最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議の申出について、ご審議をいただきました結果、「令和7年8月21日付け答申どおり決定することが適當である。」との答申をいただきました。本年7月3日の諮詢以降、本日まで、本当に大変熱心にご審議いただきましたこと改めて厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

本日の答申を受けまして、愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続きを直ちに行いますが、そうしますと、本年9月18日に官報が公示され、10月18日が効力発生日となります。

私ども労働局といたしましては、今後、改正最低賃金の周知広報及び履行確保に万全を期してまいりますとともに、中小企業・小規模事業者に対します各種支援策のさらなる利用促進につきまして、労働局総力を挙げまして、関係機関・自治体等とも緊密な連携を図りながら、積極的な周知や働きかけを行ってまいりたいと思っております。委員の皆様方におかれましても、各界、各方面へのご助言等、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今月下旬から、特定最低賃金の改正につきまして審議が予定されておりますので、今後も引き続きご審議をお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

○白川賃金指導官

ありがとうございました。

報道機関の皆様、撮影はここまでとなりますのでよろしくお願ひいたします。

○中山会長

局長ありがとうございました。

それでは最後に、議題（2）「その他」に入りますが、労働者側、使用者側、何かございますでしょうか。

（特になし）

○中山会長

よろしいでしょうか。事務局から連絡等ございますでしょうか。

○佐野賃金課長

今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

局長からの挨拶にもありましたとおり、本審議会終了後、直ちに愛知県最低賃金の改正決定に係る官報公示の手続を行います。官報公示の予定は本年9月18日であり、公示の日から起算して30日経過した日の本年10月18日が効力発生日となります。以上でございます。

○中山会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問等はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

（特になし）

○中山会長

では以上をもちまして、本日の議事は全て終了しましたので、第523回愛知地方最低賃金審議会を閉会とします。本日は、お疲れ様でした。ありがとうございました。

（令和7年9月8日） 第523回愛知地方最低賃金審議会 議事録